

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織については、本学法人基本規則第 24 条に教育職員を置き、学則第 2 条に学部、学科、課程を置くこと、第 6 条に大学院に研究科並びに研究部及び教育部を置くこと【資料 3-1-①-A】、さらに本学大学院学則第 10 条に大学院の各研究科等に置く専攻が定められている【資料 3-1-①-B】。熊本大学の講座及び学科目等に関する規則では、第 2 条第 1 項に学部又は学科に講座又は学科目を置くこと、第 2 条第 2 項に大学院の各研究科等の専攻毎に講座等を置き、教育研究を担当する教員組織として必要な事項を定めている【資料 3-1-①-C】。

文学部、教育学部、法学部、工学部、薬学部に所属する教員は、学部の教育研究を本務とし、多数の各学部所属教員が大学院の教育を兼務し、また、研究科等に所属する社会文化科学研究科、法曹養成研究科、教育学研究科、自然科学研究科、生命科学研究部の教員は、研究科等での教育研究を本務とし、多数の研究科等所属教員が学部の教育を兼務し、組織的に連携・協力して学部・研究科等の教育研究を担っている。また学部・研究科等の他、附置研究所である発生医学研究所やパルスパワー科学研究所、学内共同教育研究施設など、その他の教育研究組織も置かれ、そこに所属する教員は、本務の教育研究に従事する一方、学部及び研究科等の授業を担当するなどの協力する体制をとっている。なお、教育研究に係る責任の所在として、学部においては各学部に学部長、学科長を置いており、大学院においては各研究科に研究科長、各教育部に教育部長、研究部には研究部長と 3 教育部長の中から 2 研究部長補佐、その他各研究所等に研究所長等を置いている【資料 3-1-①-D】。なお、教育学部長と教育学研究科長は兼任している。さらに各学部、研究科、教育部、研究部に 1～2 名の部局長を補佐する副部局長を置き、担当業務を分担させることで責任体制を明確にしている。加えて、学部、大学院の各学科、各専攻には、学科長、専攻長等の責任者を定め、教育組織の機動的運営を行っている【資料 3-1-①-D】。

資料 3-1-①-A 学部又は学科に置く講座又は学科目等の教員組織について

(学部、学科、課程及び収容定員)

第 2 条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部

総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科

教育学部

小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程
生涯スポーツ福祉課程

法学部

法学科

理学部

理学科

医学部

医学科 保健学科

薬学部

薬学科 創薬・生命薬科学科

工学部

物質生命化学科 マテリアル工学科 機械システム工学科 社会環境工学科 建築学科 情報電気電子工学科 数理工学科

2 収容定員は、別に定める。

3 学部に関する規則は、別に定める。

(講座及び学科目等)

第3条 学部又は学科に置く講座又は学科目等の教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科 社会文化科学研究科 自然科学研究科 医学薬学研究部 医学教育部 保健学教育部 薬学教育部

法曹養成研究科

2 大学院に関する規則は、別に定める。

出典：熊本大学学則から抜粋

資料3-1-①-B 大学院課程における研究科・教育部、専攻及び課程とその教員組織について

(研究科・教育部、選考及び課程)

第10条 本学大学院に置く研究科又は教育部、専攻及びその課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科又は教育部の名称	専攻の名称	課程の別
教育学研究科	学校教育実践専攻、教科教育実践専攻	修士課程
社会文化科学研究科	公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻	博士前期課程
	人間・社会科学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻	博士後期課程
自然科学研究科	理学専攻、数学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻、建築学専攻	博士前期課程
	理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻	博士後期課程
医学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
保健学教育部	保健学専攻	博士前期
	保健学専攻	博士後期
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	博士前期課程
	医療薬学専攻	博士課程
	創薬・生命薬科学専攻	博士後期課程
法曹養成研究科	法曹養成専攻	法科大学院の課程

(教員組織等)

第11条 本学大学院の研究科又は研究部及び教育部の教員組織その他必要な事項は、別に定める。

(注) 第11条の教員組織その他別に定めるについては、資料3-1-①-Cを参照

出典：熊本大学大学院学則から抜粋

資料3-1-①-C 講座及び学科目等について

(講座及び学科目等)

第2条 学部又は学科に、別表第1のとおり講座又は学科目を置く。

2 次に掲げる大学院の研究科、研究部及び教育部に、別表第2のとおり講座等を置く。

社会文化科学研究科 人間・社会科学専攻、文化学専攻及び教授システム学専攻

自然科学研究科 理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻及び環境共生工学専攻

生命科学研究部 総合医薬科学部門、先端生命医療科学部門及び環境社会医学部門

医学教育部 医学専攻

薬学教育部 創薬・生命薬科学専攻及び医療薬学専攻

別表第1 学部又は学科に置く講座又は学科目表 (第2条関係)

学部	学科、課程等	講座又は学科目
文学部	総合人間学科	総合人間学
	歴史学科	歴史学

	文学科	言語文学
	コミュニケーション情報学科	コミュニケーション情報学
教育学部	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程	△国語教育 △社会科教育 △数学教育 △理科教育 △音楽教育 △美術教育 △保健体育 △技術教育 △家政教育 △英語教育 △特別支援教育 △養護教育 △学校教育
法学部	法学科	法文化論 市民法学 現代法政策論 公共社会政策論
理学部	理学科	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学
医学部	医学科	分子細胞生物学 生体構造学 生体機能学 感染疫病学 病態学 社会医学 内科学 外科学 成育医学 感覚・運動科学 脳・神経・精神科学 総合医学
	保健学科	基礎看護学 看護教育学 臨床看護学 母子看護学 地域看護学 医用理工学 医用画像学 構造機能解析学 生体情報解析学
薬学部	薬学科	医療薬学 環境衛生薬学 薬物資源活性学 臨床薬物動態学 薬物送達学
	創薬・生命薬科学科	分子機能薬学 生命科学
工学部	物質生命化学科	分子工学 材料化学 生物工学 生命分子化学
	マテリアル工学科	材料開発システム 先端材料システム
	機械システム工学科	機械システム工学
	社会環境工学科	土木環境工学 地域環境デザイン
	建築学科	建築学 建築工学 建築システム工学
	情報電気電子工学科	電気工学 電子工学 情報工学
	数理工学科	数理工学

備考 この表において、△印を冠するものは修士講座を、○印を冠するものは博士講座を、その他は学科目を示す。この表において、修士講座とは、修士課程の研究科又は教育部の基礎となる講座をいう。

別表第2 研究科、研究部又は教育部に置く講座等表（第2条関係）

研究科等	専攻又は部門	講座
社会文化科学研究科	人間・社会科学専攻	○公共政策学領域 ○法学領域 ○交渉紛争解決領域 ○先端倫理学領域 ○フィールドリサーチ領域 ○認知哲学・心理学領域
	文化学専攻	○英語教授学領域 ○歴史学領域 ○日本・東アジア文化学領域 ○欧米文化学領域
	教授システム学専攻	○教授システム学領域
自然科学研究科	理学専攻	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学 ◇連携
	複合新領域科学専攻	○複合新領域科学 ◇連携
	産業創造工学専攻	○物質生命化学 ○マテリアル工学 ○先端機械システム ○機械知能システム ◇連携
	情報電気電子工学専攻	○先端情報通信工学 ○機能創成エネルギー ○人間環境情報 ○応用数理 ◇連携 ◎電力フロンティア
	環境共生工学専攻	○広域環境保全工学 ○社会環境マネジメント ○人間環境計画学 ○循環建築工学 ◇連携
生命科学研究部	総合医薬科学部門	生体機能病態学 感覚・運動医学 生体情報分析医学 薬物治療設計学 創薬科学 ◎画像診断解析学 □画像動態応用医学 ◎糖尿病分子病態解析学
	先端生命医療科学部門	感染・免疫学 脳・神経科学 医療技術科学 成育再建・移植医学 分子機能薬学 ◎免疫・アレルギー・血管病態学
	環境社会医学部門	環境生命科学 環境分析科学 看護学
医学教育部	医学専攻	◇臨床国際協力学 ◇生体機能評価学 ◇エイズ学IX ◇エイズ学X ◇エイズ学XI ◇エイズ学XII ◇循環器先進医療学 ◇腫瘍治療・トランスレーショナルリサーチ学 ◇レギュラトリサイエンス学

薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	○メディシナルケミストリー ○バイオファーマ ○ドラッグデリバリー ○ライフサイエンス ◇薬物機能評価学 ◇腫瘍治療・トランスレーショナルリサーチ学 ◇レギュラトリーサイエンス学
	医療薬学専攻	○臨床薬学 ○医療薬科学 ◇レギュラトリーサイエンス学

備考 この表において、○印を冠するものは博士講座を、◇印を冠するものは連携講座を、◎印を冠するものは寄附講座を、□印を冠するものは共同研究講座を示す。この表において、博士講座とは博士課程の研究科又は教育部に置かれる講座をいう。

出典：熊本大学の講座及び学科目等に関する規則から抜粋

資料 3-1-①-D 責任の所在に関する規則

熊本大学学則第 15 条：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000189.htm>
 熊本大学副部局長に関する規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000023.htm>
 熊本大学大学院生命科学研究部規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000322.htm>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員組織については、学則及び大学院学則に学部・研究科を置くことが定められ、講座及び学科目等に関する規則において、教育研究を担当する教員組織として必要な事項を定めている。各学部・研究科等に所属する教員は、学部の教育研究を本務とし、多数の各学部所属教員が大学院の教育を兼務し、また、研究科等に所属する教員は、研究科等での教育研究を本務とし、多数の研究科等所属教員が学部の教育を兼務し、組織的に連携・協力して学部・研究科等の教育研究を担っている。学部・研究科等の他、附置研究所、学内共同教育研究施設など、その他の教育研究組織に所属する教員は、本務の研究に従事する一方、学部及び研究科等の授業を担当するなど、教育研究に協力する体制となっている。なお、教育研究に係る責任の所在として、学部においては各学部に学部長・副部局長・学科長等を置き、大学院においては、各研究科等に研究科長・教育部長・研究部長・副部局長・専攻長等を置き、責任体制を明確に定め、教育組織の機動的運営を行っている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学及び各学部の教育目的を達成するため、学士課程の教育を担当する全ての学部、学科の専任教員数は、教授 332 人、准教授 252 人、講師 77 人、助教 190 人の計 851 人であり、大学設置基準に照らして必要な教員数の基準、計 427 人を確保している【大学現況票】。各学部等における主要科目は、大部分を専任の教授、准教授が担当することで、大学の目的に照らした質を確保している【資料 3-1-②-A】。また、大学設置基準別表第一イ備考第九号に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件について、薬学部に必要な実務の経験を有する専任教員は 7 名おり、基準数 22 名の 6 分の 1 である 4 名を上回って配置している【大学現況票、別添資料 2】。

資料 3-1-②-A 各学部等における専任教員の主要科目担当状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学部等名	開講科目数（主 要科目）	専任教員担当科目数			非常勤講師 担当科目数	主要科目における 専任教員（教授、准 教授）の担当割合
		教 授	准教授	その他		
文学部	136	91	36	0	9	93.4%
教育学部	282	149	89	27	17	84.4%
法学部	157	67	74	14	2	89.8%
理学部	195	103	66	7	19	86.7%
医学部医学科	86	81	4	1	0	98.8%
医学部保健学科	190	152	20	14	4	90.5%
薬学部	44	23	15	3	3	86.4%
工学部	383	177	135	37	34	81.5%

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）及び各学部教務担当調査資料を基に作成

別添資料 2 実務家教員の経験内容等

【分析結果とその根拠理由】

学士課程を担当する専任教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数を満たしている。また、各学部等の大部分の主要科目を専任の教授又は准教授が担当し、薬学部の実務家教員も十分に確保されている。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が質、量ともに確保され、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学及び各研究科等の教育目的を達成するため、大学院課程を担当する研究指導教員及び研究指導補助教員の数、設置基準上は、研究指導教員 239 人（うち教授 168 人）、研究指導補助教員 136 人の合計 375 人に対し、研究指導教員 1,005 人（うち教授 584 人）、研究指導補助教員 326 人を配置し、大学院設置基準で必要とされる教員数を満たし、研究指導できる教員数を確保している【大学現況票】。また、各研究科等の授業科目担当状況は、大部分を専任教員が担当している【資料 3-1-③-A】。

専門職学位課程（法科大学院）を担当する専任教員数は、17 人（うち教授 8 人、うち実務家専任教員 3 人、うちみなし専任教員 2 名）を配置し、専門職大学院設置基準第 5 条及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要専任教員数（12 人（うち教授 6 人））の基準を満たしている【大学現況票】。実務家教員については、検察官、弁護士の実務経験を有している【別添資料 3】。

資料 3-1-③-A 各研究科等における授業科目数と専任教員及び非常勤講師の担当状況

研究科等	授業科目数	専任教員担当科目数	非常勤講師担当科目数
教育学研究科	338	312	26
社会文化科学研究科	534	478	56
自然科学研究科	788	672	116
医学教育部	338	293	45
保健学教育部	172	167	5
薬学教育部	69	64	5
法曹養成研究科	92	64	28

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）及び各研究科等教務担当調査資料を基に作成

別添資料 3 実務家教員の経験内容等

【分析結果とその根拠理由】

本学及び各研究科等の教育目的を達成するため、専門職大学院課程を除く大学院課程では、研究指導教員及び研究指導補助教員の数は大学院設置基準に定める必要教員数を確保しており、授業科目の大部分を専任教員が担当することで質の確保を行っている。また、専門職学位課程では、専門職大学院設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要専任教員数（実務家教員を含む 12 人（うち教授 6 人））に対し、17 人（うち教授 8 人、うち実務家専任教員 3 人、うちみなし専任教員 2 名）を確保している。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が質、量の両面において確保されていると判断する。

観点 3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織の活動をより活性化するために、教員の選考に関しては、教育職員選考規則に基づき、原則公募制により教員を採用しており、教員選考基準により、教授、准教授、講師、助教、助手ごとの選考に必要な事項を定め、選考を実施している【資料 3-1-④-A】。

教員の流動性を高め、教員相互の学問的交流が不断に行われる環境を創出するために、一部の組織で任期制をとっている【資料 3-1-④-B】。外国人教員数及びその比率の推移は、過去 5 年間で横ばいではあるが、教育のグローバル化を促進するため、平成 26 年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業を基盤として、平成 27 年 3 月に国際化推進センターを改組してグローバル教育カレッジ及び同カレッジ内に三つの教育センター（グローバル人材教育センター、日本語・日本文化教育センター、オープン教育センター）を設立し、平成 27 年度末までに専任教員 2 名並びに 7 名程度の特任教員の雇用を目指している【資料 3-1-④-C】。男女共同参画については、本学のここ数年の女性教員数についてはほぼ横ばいであるが、本学で定めたアクションプラン 2010 において、女性教員の割合を概ね 15%に増加させる目標に対しては、平成 24 年度に既に達成している。その他、平成 25 年 4 月 1 日付けの女性副学長の就任に加えて、女性教員の学長特別補佐や附属小学校長など幹部職への登用を推進している。また、男女共同参画推進基本計画、文部科学省「女性研究者養成システム改革加速」事業（平成 22 年度～平成 26 年度）の採択により、平成 26 年度には大学院自然科学研究科へ 3 名の女性教員を採用し、事業期間 5 年で計画していた 13 名の採用を達成し、女性教員割合は 8.7%となっている（当初目標 8.5%）。さらに、育児・介護中の研究者の研究活動に対する補助者の雇用経費を支援し、男性研究者 1 名、女性研究者 9 名の計 10 名に対して 8 名が科学研究費補助金を獲得している。平成 25 年度には文部科学省「平成 25 年度科学技術人材育成費補助事業女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」（平成 25 年度～平成 27 年度）の採択により、女子大学生・院生・若手女性研究者のキャリア意識形成を促進するために県内 12 大学の女性教員 44 名を掲載した熊本県女性研究者ロールモデル誌を制作し広報するなどの取組を推進し、女性教員の増員や定着に努めている【資料 3-1-④-D、E】。また、平成 19 年度文部科学省「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」事業（平成 19 年度～平成 23 年度）及び平成 24 年度文部科学省「テニュアトラック普及・定着事業」（平成 24 年度～平成 28 年度）の採択により、若手研究者の育成を目的とした本学のテニュア

トラック制度を推進し、第1～3期の特任助教を採用している【資料3-1-④-F】。本学の教員の年齢構成についても配慮しており、35歳～44歳304人(33.1%)、45歳～54歳312人(34.0%)、55歳～64歳248人(27.0%)と偏りがないようにしている【資料3-1-④-G】。

その他、教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的として自主的に調査研究に専念する教員のサバティカル研修制度(平成22年度～平成26年度の5年間で15名が利用)【資料3-1-④-H】や、工学部では優秀な授業担当教員を対象とする優秀教育者表彰制度(平成26年度は14件延べ19名に表彰)【別添資料4】、平成25年度から研究活動表彰や教育活動表彰、医療活動表彰、業務改善表彰(平成26年度は26件延べ84名)【別添資料5】の運用を開始し、教員組織の活動の活性化に努めている。

資料3-1-④-A 教育職員選考規則及び教員選考基準

教育職員選考規則： http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000055.htm
教員選考基準： http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000056.htm

資料3-1-④-B 任期制の導入状況

教育研究組織		職名				任期
学部等, 学科, 課程, 講座, 研究部門等						
薬学部					助教	5 年
大 学 院 自然科学 研 究 科	産業創造工学専攻				助教	
	物質生命化学講座 マテリアル工学講座					
	先端機械システム講座 機械知能システム講座					
	情報電気電子工学専攻					
	先端情報通信工学講座 機能創成エネルギー講座					
	人間環境情報講座					
大学院先導機構	先導的研究人材育成部門		准教授		助教	
イノベーション推進機構		教授	准教授	講師	助教	
グローバル教育カレッジ	オープン教育センター	教授	准教授	講師		
パルスパワー科学研究所	医療バイオエレクトロニクス分野	教授	准教授			
	衝撃波バイオエレクトロニクス分野					
政策創造研究教育センター		教授	准教授	講師		
先進マグネシウム国際研究センター			准教授	講師	助教	
環境安全センター			准教授			
五高記念館			准教授			
eラーニング推進機構		教授	准教授			
埋蔵文化財調査センター		教授	准教授	講師	助教	

出典：国立大学法人熊本大学教員の任期に関する規則を基に作成

資料3-1-④-C 外国人教員数及び外国人教員比率の推移(各年度5月1日現在)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教員数(人)	924	939	920	914	918
外国人教員数(人)	23	26	24	24	25
外国人比率(%)	2.5	2.8	2.6	2.6	2.7

出典：各年度学校基本調査回答を基に作成

資料3-1-④-D 男女共同参画推進基本計画(抜粋)

<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/about/kihonhoushin.pdf>

資料 3-1-④-E 教員数、女性教員数及び女性比率の推移（各年度 5 月 1 日現在）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男性（人）	788	792	772	768	769
女性（人）	136	147	148	146	149
計（人）	924	939	920	914	918
女性比率（％）	14.7	15.7	16.1	16.0	16.2

出典：各年度人事・労務ユニット調査資料を基に作成

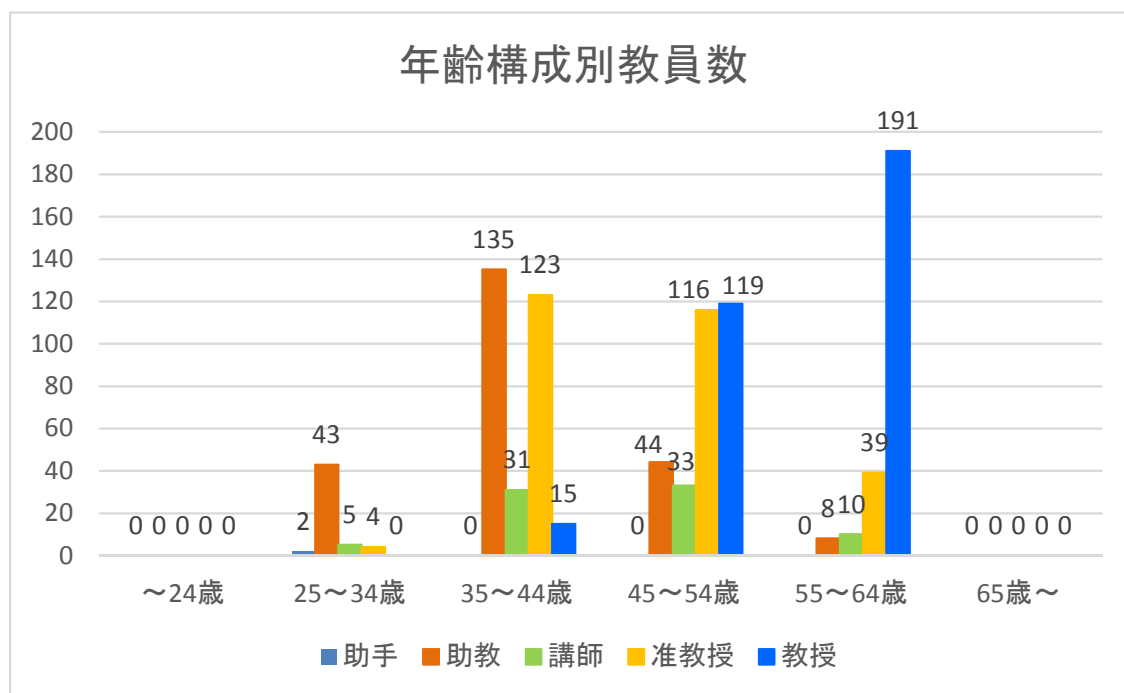
資料 3-1-④-F テニユアトラック制度による任期制特任助教の雇用者数及びテニユア付与雇用者数（計画を含む）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
テニユアトラック 教員数（人）	20	13	13	6	4
テニユア 付与者数（人）	0	6	0	5	1

出典：研究推進ユニット調査資料を基に作成

※熊本大学テニユアトラック制 <http://ttkuma.kumamoto-u.ac.jp/about/index.html>

資料 3-1-④-G 年齢構成別教員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）



出典：人事・労務ユニット調査資料を基に作成

資料 3-1-④-H 教員のサバティカル研修に関する規則（抜粋）

<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000698.htm>

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サバティカル研修 従事者（人）	2	3	3	3	4

※複数年度にわたる従事者は、スタート時点の年度で計上

出典：人事・労務ユニット調査資料を基に作成

別添資料4 優秀教育者表彰の概要

別添資料5 表彰・報奨制度（教育活動表彰等）の概要

【分析結果とその根拠理由】

教員採用の公募制や教員相互の学問的交流環境を創出するための任期制、テニユアトラック制度など各種の採択事業を基盤とした雇用促進や男女共同参画推進のための女性教員増への取組、さらには、サバティカル研修制度や優秀教育者表彰制度、教育活動表彰等を設けるなど、教員採用のあり方や教員組織の活動の活性化を促進している。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用又は昇任のための選考については、教育職員選考規則及び教員選考基準により、教授、准教授、講師、助教、助手ごとの選考に必要な事項を定め、採用基準を具体化している【前掲資料3-1-④-A、資料3-2-①-A】。実際に選考にあたる学部・研究科等においては、教員選考委員会等を設置し、同規則及び同基準に基づき、各部局等でより具体的な選考内規等を定め、公募要領等に明記し、研究業績に関する資料とともに、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類の提出や面接を実施している【別添資料6、7】。

資料3-2-①-A 専門分野に応じた教育上の能力を考慮した公募要領例

公募要領の構成例	1. 職名及び人員 例：教授又は准教授〇名 2. 所属 例：大学院〇〇研究科〇〇専攻 3. 担当科目及び研究分野 4. 応募資格 例：(1)博士の学位を有する者、又はこれと同等の能力を有する者 (2)大学又は大学院で専門分野について〇年程度 of 教育歴を有する者 5. 採用予定年月日 6. 応募期限 7. 提出書類 8. 選考方法
提出書類	1. 履歴書 2. 研究業績一覧 3. 研究業績 例：10編以内の研究業績の現物又はコピー 4. 研究活動に関する今後の計画と抱負（採用後の抱負をA4版1000字程度） 5. 教育経験の概要 6. 教育活動に関する今後の計画と抱負（採用後の抱負をA4版1000字程度）

出典：熊本大学公式ウェブサイト上に掲載した教員の公募要領を基に作成

別添資料6 学士課程における採用基準や昇格基準等の概要と教育上の指導能力に関する評価の実施状況

別添資料7 大学院課程における採用基準や昇格基準等の概要と教育研究上の指導能力に関する評価の実施状況

【分析結果とその根拠理由】

教員の選考については、全学規則及び基準に基づき、各学部・研究科等で内規や採用基準等を明確化し、教育研究能力に関する資料の提出や面接を実施した上で選考委員会等により選考後、教授会等で決定するなど適切に運用されている。

以上のことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされ、学士課程においては教育上の指導能力の評価が、大学院課程においては教育研究上の指導能力の評価が、適切に行われていると判断する。

観点 3－2－②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、教員の個人活動評価指針及び教員の個人活動評価実施要項に基づき、各部局等がそれぞれの部局の特性を考慮した実施要領を作成し、それに基づいて所属する各教員が教育、研究及び社会貢献の各評価領域（必要に応じ管理運営及び診療の評価領域も含む）について、過去3年間の自己評価、今後3年間の活動目標を立てるとともに、年度ごとの計画及びその達成状況（自己評価）を入力し、その達成状況（自己評価）を基に、部局長等が3年毎に評価を行っている【資料 3－2－②－A、B】。その結果については、優れた活動を行っている教員に対しての表彰の参考資料や必要に応じて、年度計画等の修正などの指導を行っている。なお、3年目の終了時点における部局長等の評価において、特に評価が低い教員等については、活動改善計画書等を提出させるなど、教育及び研究活動等の指導・改善を図っている【資料 3－2－②－C】。

資料 3－2－②－A 教員の個人活動評価指針及び教員の個人活動評価実施要項

教員の個人活動評価指針：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000187.htm>

教員の個人活動評価実施要項：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000188.htm>

資料 3－2－②－B 年度計画及びその達成状況等の入力画面



出典：熊本大学評価データベースシステム（TSUBAKI）（学内専用）から抜粋

資料 3－2－②－C 活動改善計画書等

○活動改善計画書

○個人活動（自己）評価書等提出計画書

個人活動（自己）評価書等提出計画書

別記様式 6

所 属 職種名	氏 名
個人活動（自己）評価書等の提出計画（自由記述：提出予定日等を含む。）	

個人活動（自己）評価書等提出計画書

別記様式 6

所 属 職種名	氏 名
個人活動（自己）評価書等の提出計画（自由記述：提出予定日等を含む。）	

【分析結果とその根拠理由】

教員の毎年度の個人活動評価（自己評価）を通じて、部局長等の評価者が教員の教育及び研究活動等を3年毎に評価し、その結果については、優れた活動を行っている教員に対しての表彰の参考資料や必要に応じて改善のための指導、助言及び活動改善計画書等の提出などを行っており、適切な取組が実施されている。

以上のことから、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われ、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点 3－3－①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

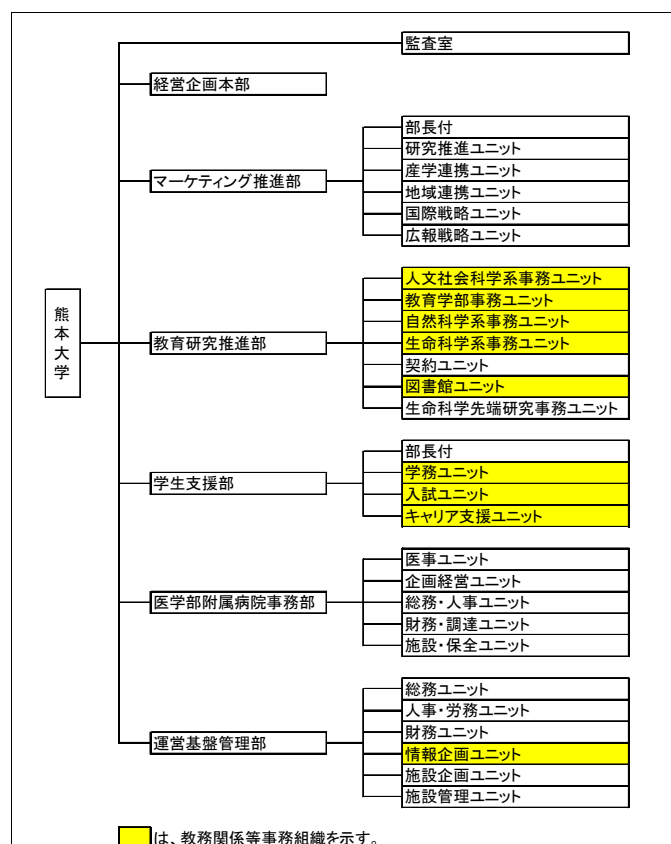
【観点に係る状況】

本学では、教育活動を展開するために事務組織規則及び技術職員の組織等に関する規則等に基づき、事務職

員及び技術職員を配置しており、教務関係事務職員の事務組織として、事務局的事務組織の学生支援部内に学務ユニット、入試ユニット、キャリア支援ユニット、各部局の教務関係として、文学部、法学部、社会文化科学研究科、法曹養成研究科を担当する人文社会科学系事務ユニット、教育学部、教育学研究科を担当する教育学部事務ユニット、工学部、理学部、自然科学研究科を担当する自然科学系事務ユニット、医学部、薬学部、医学教育部、薬学教育部、保健学教育部は生命科学系事務ユニットが担当し、全学的な教務関係については学生支援部が担当し、各部局の学生等に対する細かな対応については、各部局の教務担当において対応している。また、国際戦略ユニットは学生の海外派遣や留学生受入など国際関係の事務を担当し、図書館ユニットは、図書館の資料等管理などを担い、司書資格所持者 10 人を配置し教育活動を支援している。技術に関する専門的業務については、各学部等に教室系技術職員を配置し、部局によっては必要に応じて技術部又は技術室を置き、教育研究支援業務に従事している【資料 3－3－①-A～E】。さらに、本学の優秀な大学院学生に教育補助業務に従事する機会を提供し、学部及び大学院教育におけるきめ細かい指導の実現並びに当該学生の教育力向上の機会提供を図るための TA を採用しており、平成 22 年度から採用者数及び雇用時間数共に、減少しつつあるが、授業準備、機材準備・操作、補助教材作成、実験・実習補助、自主学習のサポートなどを行っている【資料 3－3－①-F】。

また、教育のグローバル化を支援するため、国際業務推進オフィサーを生命系、自然系、人文系に各 1 名ずつ計 3 名配置しており、留学のための奨学金獲得の支援や海外での生活指導、語学力強化のための支援活動などの充実が図られている。

資料 3－3－①-A 事務組織図



出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則等を基に作成

資料 3-3-①-B 事務組織及び技術職員の組織等に関する規則

事務組織規則 : <http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000027.htm>技術職員の組織等に関する規則 : <http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000058.htm>資料 3-3-①-C 工学部技術部組織図 (平成 27 年 5 月 1 日現在) (<http://www.tech.eng.kumamoto-u.ac.jp/>)

出典：自然科学系事務ユニット資料を基に作成

資料 3-3-①-D 事務職員（教務担当）及び技術職員の配置状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

部 局	事務職員 (人)	技術職員 (人)	非常勤職員	合 計 (人)
学務ユニット	15	1	13	29
キャリア支援ユニット	4	0	0	4
入試ユニット	7	0	3	10
人文社会科学系事務ユニット	9	0	4	13
教育学部事務ユニット	6	0	5	11
自然科学系事務ユニット	8	0	11	19
生命科学系事務ユニット	11	0	19	30
教育学部	0	3	0	3
理学部	0	3	0	3
薬学部	0	5	0	5
工学部	0	42	3	45
大学院生命科学研究部	0	6	9	15
発生医学研究所	0	8	11	19
パルスパワー科学研究所	0	1	9	10
総合情報統括センター	0	3	1	4
グローバル教育カレッジ	0	0	3	3
e ラーニング推進機構	0	1	6	7
沿岸域環境科学教育研究センター	0	1	2	3
生命資源研究・支援センター	0	7	9	16
図書館	10	0	2	12
合 計	70	81	110	261

出典：人事・労務ユニット資料を基に作成

資料 3-3-①-E 司書職員の配置状況

単位：(人)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
16	13	13	12	13	10

出典：人事・労務ユニット調査資料を基に作成

資料 3-3-①-F TA の採用実績 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
文学部	採用者数 (人)	16	19	18	15	19
	雇用時間数 (時間)	574	659	490	308	444
教育学部	採用者数 (人)	41	46	40	33	32
	雇用時間数 (時間)	1,153	1,480	1,645	1,451	1,634
法学部	採用者数 (人)	6	6	11	11	9
	雇用時間数 (時間)	358	244	378	385	304
理学部	採用者数 (人)	167	147	151	152	160
	雇用時間数 (時間)	4,662	5,372	5,549	5,138	5,600
医学部	採用者数 (人)	100	62	41	45	39
	雇用時間数 (時間)	6,518	4,589	2,644	2,736	2,611
薬学部	採用者数 (人)	137	72	69	58	60
	雇用時間数 (時間)	11,883	9,506	9,236	9,297	9,362
工学部	採用者数 (人)	338	335	353	339	384
	雇用時間数 (時間)	13,292	15,337	15,825	14,643	15,971
教養教育機構	採用者数 (人)	119	113	106	110	113
	雇用時間数 (時間)	5,115	5,335	5,025	4,970	5,218
合計	採用者数 (人)	924	800	789	763	816
	雇用時間数 (時間)	43,555	42,522	40,792	38,928	41,144

出典：人事・労務ユニット調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学では、編成している教育課程を確実に効果的に展開する見地から、事務組織規則等に基づき、事務職員、技術職員及び司書職員を適切に配置している。また、優秀な大学院学生の教育力向上や学部及び大学院教育におけるきめ細かい学習指導、実習・演習補助等のために TA を採用し、教育のグローバル化支援のため国際業務推進オフィサーを配置するなど、教育補助者の活用が図られている。

以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、また、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教職員の活動を活性化するための取組として、女性副学長の就任など男女共同参画に係る取組の推進、テニユアトラック制度による若手研究者雇用・育成、サバティカル制度の運用、教育活動表彰などの全学的な表彰制度に加え、学部独自の表彰制度が設けられているなど、様々な取組が推進されている。
- 教員選考について、全学の教育職員選考規則及び教員選考基準が明確化されており、それに基づき、学部・研究科等の内規や選考基準などが定められ、公募制や任期制等に対して適切な運用がなされている。
- 全学で統一された教員の個人活動評価システムが開発・導入されており、各教員の毎年度の自己評価及び3年毎の部局長等による教員の活動評価が実施され、表彰の参考や教育及び研究活動等の指導・改善が図られている。
- 教育のグローバル化を支援するため、国際業務推進オフィサー3名が配置され、留学のための奨学金獲得の支援や海外での生活指導、語学力強化のための支援活動などの充実が図られている。

【改善を要する点】

- すべての学部・研究科等において、専任教員数及び教授の数は設置基準を満たしているが、今後、大学の特色を活かし、効果的な教育活動を展開するために、大学全体として教員の配置を検討する必要がある。
- 教員の個人活動評価は組織的かつ適切に行われているが、今後、年度毎の目標設定に対する適正な査定・指導方法、また、達成度や到達度に関する適切な評価方法を検討する必要がある。